

# 最 重 点 要 望 項 目

## 1. 人口減少社会に備える政策

尼崎市はかつて55万人の人口を有し、特に重工業を中心に発展し、賑わいと活力にあふれる産業都市であった。しかし、産業構造の変化や長引くデフレによる不況に伴い、大企業をはじめ中小企業の工場などの閉鎖や撤退などによって、44万7千人までに人口が減少しているのが現状である。人口減少は街の衰退の予兆であると強く受け止める必要がある。50万人以上のライフラインはいまだ健在であり、人口減少、高齢化などによる税収の減が市民サービスの低下をまねき、街づくりに悪影響を与えている現状を転換すべきである。まずは、50万人の人口目標を設定すれば、自ずと目標を達成するための施策は明白になる。特にファミリー世帯の増加を実現するために、都市計画の見直しや予算の集中化を図ること。

## 2. 教育環境の充実と学力向上の政策

尼崎の魅力向上の大きな課題に、教育環境と学力の向上が求められている。学校耐震化は予定通り平成27年度末までに完了すること。引き続きエアコンなどの空調整備やトイレの改修、中学校給食など早期に実施すること。また、平成27年4月より、高等学校の学区が16学区から5学区に再編されるなどの、環境の変化に対応した更なる学力向上策を実施すること。具体的には、教員の指導力向上に努めるとともに、小中一貫校設置、幼児教育から英語教育の導入、小中学校から理数系教育の強化を行うこと。

### 3. 地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築

平成37年(2025年)の超高齢社会に対応するためには、地域の特性に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要であることから、尼崎市が策定する第6期介護保険事業支援計画の策定においては、日常生活圏域ニーズ調査など実態把握を行い、介護人材等の量的確保や施設整備、サービス付き高齢者向け住宅の促進など居住支援、在宅医療・介護の促進などに努めること。また、必要な財政支援等を国・県に対して強く要請すること。

### 4. 賑わいと活力ある尼崎の魅力を発信

平成28年、市制施行100周年を好機と捉えて、尼崎市の魅力を全国・世界へと発信すること。具体的には21世紀の森、運河、魚釣り公園等を拠点に各種イベントを実施すること。特にこの地域をフィッシャーマンズワープ尼崎として整備し観光客を誘致すること。また、市民マラソン大会、サイクリング大会、花火大会、音楽イベント等を企画すること。

### 5. 新本庁舎の早期建設

本庁舎の建築は昭和37年(10月15日竣工)と老朽化は激しく、耐震基準にも適合していないため、早期に新本庁舎建設検討委員会(仮称)を設置し検討を進めること。また、建設地にあっては、現在の所在地にこだわることなく、将来的な利便性も考慮して選定すること。

# 重点要望事項

## 1. 誰もが住みたい、住み続けたい街を目指す尼崎市

### (1) 人口減少・少子高齢社会に備えた地域づくり

#### ①都市計画の見直しによる未来都市へのデザイン

ア.都市計画の見直しと規制緩和を実施すること。例えば、準工・工業地域、工業専用地域の見直しと、建ぺい率や容積率の緩和を行うことにより、民間資本が参入し易い環境整備を行うとともに、行政が未来都市のデザインを指し示すこと。

イ.特に、人口減少が進んでいる南部地域や駅周辺の利用状況、準工・工業地域等の実情を調査し、都市デザインの参考に役立てること。

#### ②特色ある街づくり

ア.人口減少社会に向けた年齢構成のバランスがとれた街づくりや、地域の歴史、文化、産業などを活かした住民本位の行政を目指すために、6つの地区の特色を活かした新たなコミュニティー制度を構築すること。

イ.各地区における住民自治を尊重する意味からも、財源と権限を可能な限り各地区に移譲することにより、「地域のことは地域で決められる」特色のある街づくりを推進すること。

#### ③人口定着と若年層の人口増加政策の充実

子育て環境(保育所、幼稚園、認定こども園など)を充実させるとともに、教育環境の向上、二世帯住宅、子育て世代住宅などへの減免措置などのインセンティブ制度を創設し、人口の流出を防ぐとともに、通勤等の利便性をアピールし、若年層の定着や他市からの転入・定住を促進することによって、人口50万都市を目指すこと。

#### ④空き家、空き店舗の利活用

空き家対策として撤去費補助を創設するとともに、土地の転売をサポートする体制を構築すること。また、空き店舗の利活用についても県の制度なども活用しながら、コミュニティーの拠点になるよう支援策を講じること。

### (2) 安全安心で快適な交通環境づくり

#### ①交通機関の充実とバリアフリーの充実

ア.南北交通の利便性向上策として、特急バスの導入等を検討すること。また、阪急園田駅と JR 塚口駅のエレベータ設置を実施すること。

イ. JR 沿線、阪急沿線の高架対策や、庄下川沿いの JR 地下道の拡幅等の協議について関係機関に申し入れを行うこと。

#### ②新駅設置に伴う新たな街づくりと、自転車問題の解消と踏切の設置

ア.武庫地域の新たな街づくりのために、阪急武庫川駅(仮称)の設置を推進し、阪急武庫之荘駅周辺の自転車駐輪問題の解消を図ること。

イ.大庄武庫線におけるミッシングリンク解消のために、阪急電鉄へ踏み切りの設置を強く要請すること。

#### ③交通安全マナー(自動車、自転車、歩行者)の励行

交通安全マナーを市民へ浸透させるための自転車安全利用条例等を制定し、自転車免許証の交付に伴う講習会を実施すること。また、小中高の全校で安全講習を実施することにより、交通マナーの向上や反射材の活用等を促進すること。

#### ④自転車利用の安全対策の強化

自転車専用道路などを整備することで、安全で快適な自転車利用環境を整えること。場合によっては、樹木を移設することによって自転車走行エリアを確保すること。また、地下道の自転車走行の安全対策や、駅・スーパー・塾・マンション等における駐輪場(バイク含む)整備等の対策を講じること。

#### ⑤交通総合対策の立案と推進

ア. 市バスの民営化後において、市民の意見が反映できるような協議組織を設置することや、バスの停留所の屋根や椅子の整備を行うこと。また、交通の利便性が低下しないようにコミュニティーバスの導入と、大阪空港への直通バスの復活を関係機関へ要請すること。

イ. 県立尼崎総合医療センター(仮称)への交通アクセスについては、園田地域からのバス路線を増設するなど、他のバス路線も含めて見直しを行うこと。また、自転車などによる通院が可能な道路整備やバリアフリー対策を行うこと。

ウ. 渋滞交差点、渋滞路線の解消、踏切の立体化などの対策を講じること。また、産官学連携による環境交通モデル都市計画(仮称)を立案すること。

#### ⑥次世代自動車普及の促進

エコ自動車(電気・水素など)が、充電や補給できる環境整備を進めるとともに、開発関連企業の誘致を進めること。

### (3) 防犯・防災・減災に優れた安心な街づくり

#### ①地下貯留槽の推進

阪神尼崎駅前ひろばを芝生公園に整備し、地下には貯留槽を設置することによって、豪雨時における内水処理や災害時における生活用水として活用できるように整備を行うこと。

#### ②木造密集地域対策の強化

災害時における火災を未然に防ぐため、木造密集地域へ区画整備事業を推進するとともに、全ての地域で番地表示を徹底すること。

#### ③避難ビルの対策強化

避難ビルとして指定されている、高層公営住宅や、民間マンションの屋上等を実際に活用した避難訓練の実施を推進すること。

#### ④電線の地中化の促進

震災や火災において電信柱が大きな障害になるケースがあるため、計画的に電線の地中化を進めること。

#### ⑤防犯強化の推進

ア.ひったくりや街頭犯罪が増加するなか、防犯カメラ設置の補助や防犯グループへの支援など、防犯政策をより具体的に推進すること。

イ.ボランティアや防犯活動等、地域で活動されている市民への表彰制度の充実を図ること。また、通学路や高齢者の見守り活動等にも積極的な支援を行うこと。

#### (4) みどりと環境に優れた街づくり

##### ①環境にやさしい公園や、スポーツを楽しめる公園の整備強化

ア.2 1世紀の森を整備し、市民県民が憩える名所にすること。例えば市民マラソン、サイクリング、野外コンサート、花火大会等を民間事業者などの協賛も得ながら実施することや、スイーツの館など飲食店を開設し、リピーターを増やす仕掛けづくりを行うこと。

イ.魚釣り公園に、サッカー等も使用可能な多目的広場の整備や、バーベキュー広場等、ファミリー層が遊べる空間を拡充すること。また、地域の公園においては、高齢者も楽しめる健康遊具を整備すること。

##### ②運河や河川敷を活用した公園整備

尼崎運河の周辺整備と、武庫川、猪名川、藻川の河川敷を活用したイベント等の開催を支援すること。例えば、運河を利用したボート大会、サイクリング大会や、マラソン大会、グランドゴルフ大会等を開催すること。また、河川敷に少年野球やサッカーグラウンドなどを整備し利活用を促進すること。

##### ③環境に配慮した街づくり

景観に配慮した花と緑を活かした道路整備や、電力使用量の少ないLED街灯の更なる整備を促進すること。また、花のまちづくり運動をさらに展開すること。

## (5) 観光などの交流人口政策を推進

### ①観光政策の計画立案と実施

観光課を設置し、県や関西広域連合とも連携した観光政策を推進すること。例えば、B級グルメやスポーツ関連の全国大会、各種イベントを誘致するなど、交流人口増加目標を明確にした計画を立案すること。また、姉妹都市の協定を英語圏の都市にも拡大し、海外からの観光客の増加を目指すこと。

### ②尼崎市の歴史と文化の発信

市民との協働による尼崎市歴史めぐりのコースや、文化の紹介などを立案するとともに、各種広報媒体やインターネット（フェイスブック、ツイッター、ホームページなど）で広く広報を行うこと。また、尼崎城の復元を目指すこと。

### ③自転車を活用した観光政策

ア.21世紀の森の外周等に自転車専用道路が整備されるが、それらを活用するサイクルスポーツイベントを誘致すること。また、レンタルサイクルを各駅等に設置すること。

イ.尼っこりんロードを全市内に整備・拡充を図り、自転車専用道路を活用した観光サイクリングコースを立案する等、シェアサイクルの街・尼崎を市内外へ広報を行うことで、観光客の誘致に繋げること。

### ④南部臨海地域を活用した観光政策

南部臨海地域の21世紀の森(スポーツの森)、運河、魚釣り公園などを総合的にプロデュースし、フィッシャーマンズワーフ尼崎として整備すること。また、大型ショッピングセンターを誘致すること。



## ⑤観光を支える環境整備

観光ガイド(ボランティア)の育成や、尼崎検定を実施すること。また、情報ツールとして人の集まる駅周辺や商店街等には、Wi-Fiを整備すること。

## (6) その他

### ①若い男女の出会いの場づくり

近年では男女の出会いの場が少ないため、安心して参加できる婚活イベントを本市の主催で開催し、成婚数増加を目指すこと。

### ②広域行政による行革の推進

近隣市町と広域行政を設立し、スケールメリットがある事業については一体的な事業執行を行うことにより行革を推進すること。また、将来的には政令市を目指すために合併の検討を進めること。

### ③市民マナー条例の制定

近年、タバコのポイ捨てやゴミ捨て、夜間のロケット花火、自転車の危険運転等、マナーの低下が顕著になっており、子どもたちが尼崎市を誇れる街にするために、良き市民としての意識を醸成するための市民マナー条例を制定すること。

### ④市立尼崎東高校など学校跡地の利活用

売却のみに捉われず、公益性が補完できるような利活用を地域住民の理解のもとに協議促進すること。

## 2. 日本一の教育環境をめざす尼崎市

### (1) 新しい教育委員会制度による機能強化

平成27年4月施行の改正地方教育行政法に伴い、教育委員長と教育長を一体化した新たな教育行政の責任者（新・教育長）を置くことにより、教育行政の責任体制の明確化、いじめ等の重大な事案など様々な学校現場で発生する問題に、迅速かつ適切に対応する危機管理体制の構築を図ること。また、教育委員に多様な人材を公募等で登用することによって、教育委員会の活性化を強力に推進すること。

### (2) 教育環境の整備

#### ①安全で快適な教育環境の整備

学校耐震化は予定通り平成27年度末までに完了するとともに、エアコンなどの空調整備やトイレの改修、中学校給食等、早期に実施すること。

#### ②大学キャンパスの誘致

少子化に伴い、生徒獲得のために有名大学が都市部においてキャンパスを開校する動きがみられるため、各有名大学への誘致活動を積極的に推進すること。

### (3) 時代の変化に適した教育の推進

#### ①新しい教育への転換

ア.従来の一人の教員が一斉授業で指導する受け身型、知識偏重型の教育から、自ら課題を発見し、解決する力や様々な情報を取捨選択する力などを養う課題解決型授業に転換すること。

イ.小中一貫教育による9年間の教育カリキュラムや、ICTを活用した反転授業の導入など、新しい教育への転換を図ること。

### ②少子化に対応した教育体制の構築

学校の統廃合については、通学距離等を考慮して生徒が安全に通学できる環境を整備すること。また、廃校となった跡地の利活用は地域住民の理解が得られるような対応を講じること。

### ③多様な個性や能力を伸ばす教育の推進

ア.語学教育の強化、特に英語教育の強化(日常会話ができるようになる)により、国際的に活躍できる人材育成のために、英語で授業を行う小中学校の設置を推進すること。

イ.部活動を維持するためにも、外部指導者の確保・育成やサポート体制の確立を図ること。また、部活動指導における体罰の禁止や安全管理について、研修等を通じて指導者への徹底を図ること。

### ④理数系教育の強化

理数系を専攻する生徒が近年減少しているが、ものづくりの街尼崎を継承する若者の育成は大きな課題であるため、小中学校教育から理数系教育を強化すること。

### ⑤税と社会保障制度の教育の推進

社会保障制度(年金、医療、介護、福祉)や税などの教育時間を増やし、生徒に社会制度の仕組みを教え、義務と権利を理解できるように努めること。また、講師については社会保険労務士会や行政書士会等へ支援の要請を行うこと。

## ⑥幼児教育の充実

幼児教育段階から学びの力を育むために、家庭学習の大切さを親にも教える機会を作る等、学習意欲のある子どもを養成していく教育環境を整備すること。

## (4) 教員の資質・指導力の向上と環境整備

### ①教員の能力向上による権限の明確化

教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため、研修等の強化を図ることで教員の権限と責任を明確にし、生徒指導が行える環境を整備すること。

### ②不祥事の根絶対策とサポート体制の構築

ア.教員による不祥事の根絶に向けた研修等を実施することにより、高い倫理観と使命感の醸成に努めること。

イ.教員と生徒、もしくは保護者との間でトラブルが発生した場合に、対処するための第三者による審査会を教育委員会とは異なる組織として設置するなど、サポート体制を構築すること。

### ③教員の資質向上

高校教員の資質向上を図るため、県立高校と市立高校の教員の人事交流を促進すること。また、小中の教員人事権を政令市と同様に中核市である本市に移行するよう県に申し入れを行うこと。

### ④特別支援学級への対応

特別支援学級においては、聴覚障がい者対応など専門的な技術を有する教員の育成・確保を県で対応策を講じるよう強く要望すること。

## (5) 高校教育の充実

### ①学区再編への対応

平成27年度より高等学校の学区が16学区から5学区に再編されるなど環境が大きく変化するため、進学に不安を抱える中学生や保護者への丁寧な説明を行うとともに、更なる学力向上策を実施すること。

### ②スーパー進学校の推進

国公立大学進学者の増加を目指すため、優秀な生徒が集まるようなスーパー進学校を推進すること。

### ③高校卒業生の就職率の向上

高校生の就職が有利になるよう、高校在学中に各種の資格が取れるような環境づくりに努めること。また、トライやる・ワークやインターンシップなどの就業体験を推進すること。

### ④高等学校に美術科を設置

県立尼崎西高等学校に美術科を設置するなど、各高等学校の特色化を更に進めること。

### ⑤奨学金の充実

意欲と能力のある中学生が、家庭の経済状況によって高校等への進学断念や退学を余儀なくされることのないよう、奨学金については、無利子奨学金や給付型奨学金制度の充実を国・県に要望すること。

## (6) こころを育む教育

### ①トライやる・ウィークの充実

地域に学ぶトライやる・ウィークなど、地域や自然の中で生徒自身の主体性を尊重して社会活動を体験する機会を増やすこと。

## ②生命の尊厳の授業を創る

小動物などの飼育を通じて命の尊さを学ぶ授業を実施すること。

## ③いじめ対策

いじめを根本的に無くす一つの手法として、生徒による自治活動を後押しする制度を創設すること。

## ④各種マークの理解の推進

公教育の授業のなかで、各種マークの意義などを教えることにより、ノーマライゼーションへの意識向上を図ること。また、家庭への普及にも努めること。

## (7) その他

### ①開かたれた学校運営(コミュニティスクール制度の導入)の実施

学校評議員による目標設定を行うとともに、その評価や達成度を公表するなどの広報活動に積極的に取り組むこと。また、保護者や地域住民などからの意見を取り入れるために、コミュニティスクール制度の導入の促進を図ること。

### ②通学路対策

通学路総点検後の安全対策の実施状況と、見守りなどの活動をされている地域の方々の意見についても今後の計画に反映させること。

### ③スポーツ教育の充実

国際的アスリートを養成するための指導者を登用すること。また、それに必要な環境整備を図ること。

#### ④学校司書の配置

本を読むことは、多くの知識を得ることや発想力、想像力を培うなど大変重要な学習環境であるため、学校司書の配置を進めること。

#### ⑤市民参加の教育政策

本市の教育に、より多くの市民の関心と協力を得るため、教育公募債を発行すること。また、この教育公募債を原資として教育環境を充実するなど、市民の意見を教育行政に反映させること。

### 3. 社会保障の充実した街を目指す尼崎市

#### (1) 地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築

##### ①財源の確保

地域包括ケアシステムの構築のため、消費税増収分を財源として設置される基金に、医療分と介護分の予算額を十分確保するとともに、国・県に対して適切な財政支援を行うよう強く要望すること。

##### ②介護職員の処遇の改善と、キャリアパスの構築

介護職員の報酬アップや処遇改善を図るとともに、介護職員のキャリアパス制度の構築が進むよう、合わせて国・県に強く要望すること。

##### ③人材の確保対策と人材育成

人材確保対策については、需要と供給を的確に予測し、確保目標を明確にしたうえで施策展開を図るとともに、人材育成機関を県などに要請するなどの取り組みを早期に実施すること。特にケアマネージャーの資質は重要であるため、特段の育成システムを構築すること。

##### ④介護職のイメージアップへの取り組み

介護福祉士をはじめ介護従事者の社会的ステータス向上と、介護現場のマイナスイメージ払拭に向けて、介護事業者等と協力してイメージアップ戦略に取り組むこと。

##### ⑤在宅医療・介護サービスの提供体制の構築

定期巡回随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能居宅介護サービス、訪問看護など在宅医療、介護を可能とするサービスが、安心して受けることができる体制を構築すること。また、国や県に対して必要な支援を講じるよう早期に要請を行うこと。



## ⑥新しい地域支援事業の取り組み

買い物代行、外出支援、その他必要な日常生活支援を NPO、ボランティア、社協、自治会、老人会など、地域の多様な支え合いによって行う「安心地区整備推進事業」モデル地区の促進を図り、地域支援事業の取り組みが進むよう支援すること。また、既存のサービスが必要な高齢者に対しては、これまでと同様のサービスが確保されるようにすること。

## ⑦高齢者の住まい(施設)の確保

ア.有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の適切な整備を促進し、生活支援サービスとの組み合わせによる安心した住まいを確保すること。

イ.空き家の活用等による低所得者のための住宅の提供や、家賃補助制度の導入、住宅改修補助認定の簡素化を図ること。また、社宅など企業の施設を、福祉施設に転用した場合の法人税減免等の優遇措置を講じるよう、国に対して強く要望すること。

## (2) 地域包括ケアシステムの運営体制の確保

### ①地域ケア会議への支援強化

ア.多職種の第三者による専門的視点を交えてケアマネジメントの質を向上させるため、地域包括支援センター単位に開催される地域ケア会議の運営支援を積極的に行うこと。具体的には、県や市医師会等と連携しながら、在宅医療、介護の連携を密に図るため在宅医療介護連携拠点の整備を進めること。

イ.24 時間介護サービスについて、利用者に普及促進を早期に図ること。また、事業者(医療機関、訪問看護事業者、ケアマネージャー、ヘルパー等)には、そのために必要な支援を国・県へ強く要望すること。

#### ②在宅介護体制の充実強化

高齢者の在宅生活を支えるため、生活援助員(LSA)等による24時間体制の見守りを行う地域サポート型特養の認定を推進すること。また、高齢者の総合相談体制を充実し、相談内容を元にサービスの実情を分析し、生活支援サービスの改善に活かすこと。

#### ③支え合いマップの作成

高齢者等の生活支援として支え合いマップを作成すること。

#### ④災害時要援護者対策の推進

災害時における要援護者の保護対策として、各施設と協定書を締結し要援護者の受け入れ場所の確保策を講じること。

### (3) 認知症高齢者対策の強化

#### ①認知症初期集中支援チームの設置

高齢者等の認知症対策については、医療や介護、福祉等による連携を強化するとともに、認知症が疑われる初期の段階から家庭訪問を行い、認知症のアセスメントや家庭支援を行う認知症初期集中支援チームを、県や医師会などの協力を得て早期に設置すること。

## ②認知症患者とその家族を支援する体制構築

認知症患者とその家族に対する支援を行うため、「認知症カフェ」の設置や、徘徊 SOS ネットワークの構築などを進めること。また、徘徊等によって事件や事故に遭遇する恐れがあるため、警察や関係機関との連携体制を早期に構築すること。

## ③後見人制度の推進体制の整備

認知症高齢者や障害者等が、財産管理や契約を適切に行えるよう成年後見人制度の普及啓発、体制整備を促進すること。また、成年後見人が適正に管理を行っているのかを定期的にチェックすること。

# (4) 生活困窮者支援の充実と適正化

## ①ワンストップの総合相談窓口の設置

平成27年の生活困窮者自立支援法施行に伴い、コミュニティー・ソーシャル・ワーカーを中学校区毎に一人を目途に配置し、ひきこもり、うつ、ホームレス、多重債務、DV等、制度の狭間や複数の福祉課題を抱える社会的に孤立している人を早期に把握し支援するため、ワンストップで何でも相談できる総合相談窓口を設置すること。また、国や県に対して財政支援など必要な支援対策を講じるよう強く要望すること。

## ②自立支援事業の実施

ア.住宅確保給付金の支給、中間的就労等の就労支援、家計管理に関する指導等の家計相談支援、子どもへの学習支援等、生活困窮者ひとりひとりの自立に必要な自立支援事業を、本人の状態に応じて切れ目なく継続的に実施できるよう努めること。

イ.NPO、民間企業・団体、ボランティアなどの支援活動に対しても支援を強化すること。また、国や県に対して必要な財政支援対策を講じるよう強く要望すること。

### ③生活保護者への自立支援と適正化

生活保護者への自立支援として、一人ひとりに応じたきめ細やかな自立プログラムを、ハローワークなどと連携して作成するとともに、サポート体制の強化を図ること。また、生活保護受給の審査(新規・継続)について、体制整備の強化を図ること。

## (5) 子育て環境の充実と強化

### ①待機児童解消対策の促進

ア.待機児童解消対策として、認定こども園の整備支援や施設整備の基準など、柔軟に対応できるよう地方裁量の拡大とともに財源の確保を国に求めること。

イ.病児・病後児の預かり、小規模保育や家庭的保育(保育ママ制度)、保育支援をコーディネートする専門の相談員(保育コンシェルジュ)などの多様な子育て支援策に取り組むこと。

### ②幼児教育の無償化

すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、小学校就学前3年間の幼稚園・保育園・認定こども園の幼児教育無償化の実現に向け、財源の確保と合わせ、段階的な導入を国に求めること。

### ③子育て世帯への経済支援

こども医療費を中学校3年生まで無料にするとともに、多子世帯保育料の軽減を県の制度に上乗せして実施すること。また、子育て若年者世帯や新婚世帯に対する家賃補助制度を実施すること。

### ④企業への取り組み支援

子育てと仕事の両立支援に取り組む企業に対しては助成等を行い、育児休暇の取得や短時間勤務の普及を促進するとともに、事業所内託児施設の設置を推進すること。

### ⑤妊娠・出産・産後の切れ目のない支援の推進

妊娠・出産・産後の切れ目のない支援を推進するとともに、母子保健の機能を強化充実させること。

### ⑥放課後対策の充実

学童保育における待機児童問題を解消するとともに、子どもたちの安全な居場所を確保すること。また、定員の拡充や開設時間の延長など運営の充実に取り組むこと。

### ⑦アレルギー疾患対策の拡充

「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、学校、幼稚園、保育所、学童保育等への徹底・普及を図り、アレルギー疾患対策を拡充すること。

### ⑧児童虐待対策の強化

ア.児童虐待防止対策については、こども家庭センターを核として、県・警察など関係機関とのネットワークを一層強化し、児童の安全確保を最優先し、相談・指導・一時保護を徹底すること。

イ.乳児健康検診を受けていない未検診児、不登校児の調査を速やかに実施するとともに、親を孤立させないよう相談体制の充実を図るなど可能な限りの防止策を講じること。

#### ⑨子育てを支える人材確保

民間保育所の保育士の処遇改善が図られるよう国・県に強く要望すること。

### (6) 障がい者支援

#### ①難病患者への支援強化

難病患者等が障がい児・者の範囲に加えられたことから、難病相談・支援センター等と連携した難病患者に対する漏れのない障害福祉サービスが受けられるよう、難病患者・団体に対して支援すること。

#### ②視覚・聴覚等重複障がい者の社会参加支援

視覚・聴覚等重複障がい者に対する聴覚障がい通訳、盲ろう通訳の人材確保、コミュニケーションの確保など社会参加と自立に向けた支援を行うこと。

#### ③障がい者の相談支援

障害者総合支援法に基づくサービスの利用にあっては、相談支援事業者が作成する「サービス利用計画」が必要となるため、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の整備を行うこと。また、精神障がい者および家族に対する訪問支援や相談体制の充実強化を図ること。

#### ④障がい者の地域移行支援

障がい者の重度化・高齢化や「親の亡き後」を見据えた居宅支援のための相談、体験の機会の提供、緊急時の受け入れ、地域の体制づくり等を総合的に行う多機能な拠点整備や、ケアホームとグループホームが一元化されたサービス付きグループホームの整備を積極的に進めること。特に、精神障がい者の地域移行を推進すること。また、地域生活支援のためのコーディネートを行う拠点整備を進めること。

#### ⑤精神障がい者への過剰投薬抑止

精神障がい者への過剰投薬は、患者の身体への負担や医療費増加等が問題になっており、適正な投薬が行えるようチェック体制を構築すること。

#### ⑥障がい児・者等の活躍

事業協同組合(算定特例対象)の設立促進を図り、障がい者の雇用・就業の促進を図ること。また、農業や地域福祉の分野などで就労支援を含む社会参加の促進、障がい者文化芸術の推進、身体障がい者補助犬の普及や環境整備を推進すること。

#### ⑦手話言語条例の実施

手話が当たり前の言語として使われるよう手話言語条例を制定し手話の普及のための支援策を講じること。

#### ⑧障がい者を支える人材の確保

障がい者福祉サービスを担う事業所職員の処遇改善が図られるよう国・県に強く要請すること。

## (7) 安心な医療体制の構築

### ①夜間休日の救急医療体制の強化

夜間及び休日の救急医療を確保するため、二次救急医療体制における病院群輪番制の充実と、h-Anshin むこねっとの安定的な運営管理ができるよう支援すること。また、県立尼崎総合医療センター(仮称)における三次救急、救命救急センターとの連携が円滑に行えるよう支援を行うこと。

### ②小児救急医療体制の充実

県立尼崎総合医療センター(仮称)における小児救急が充実されるよう県に働きかけるとともに、小児救急医療電話相談の活用広報や支援を行うこと。

### ③がん検診受診率向上対策の強化

がん検診受診率を向上させるための施策を講じること。特に、乳がんや子宮頸がん検診の無料化を継続するよう国に要望すること。また、がん検診受診を促す「コール・リコール制度」を積極的に実施し受診率向上を目指すこと。

### ④福祉医療費助成の制度化

重度心身障がい児・者、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度が、国の制度になるよう強く要望すること。

### ⑤ホームドクター制度の導入

ホームドクター制度を導入することによって、個々に応じた健康管理を行うことにより、健康の増進と医療費の抑制に繋げるような施策を講じること。



## ⑥国民健康保険制度の広域化

現在、市町単位で運営している国民健康保険制度では今後安定した運営が見込めないことから、県もしくは国といった広域での運営体制に変更するよう国・県に要請すること。

## (8) その他

### 社会保障制度の周知対策

市民の理解と協力を得るためのセミナーや広報を行うこと。

## 4. 働きがいのある街を目指す尼崎市

### (1) 就職支援体制の構築

#### ①ハローワークの移管・連携の強化

ハローワークを尼崎市へ移管するよう国に求めるとともに、ハローワークを本庁舎に移転し福祉部局等と連携強化を図ること。

#### ②就労支援強化

若者、高齢者、女性、障がい者、生活保護者など個々の特性に応じた支援プログラムを提供できるよう支援策の強化を図ること。また、ポリテクセンター等の就労支援施設を積極的に活用すること。

### (2) 産業の活性化と働く場所の確保

#### ①民間企業が投資できる環境整備

フェニックスへの企業誘致、都市計画見直し(規制緩和)による民間投資できる環境づくり等を行うこと。また、エコ関連企業には税制面などの優遇措置を講じて優先的に誘致する制度を創設すること。

#### ②マッチング対策

ミスマッチが起きないようにトライやる・ワーク、インターンシップ等による体験就労を実施すること。

#### ③起業支援

ア.若者、女性、高齢者等が起業する際に個々に応じた支援策を講じること。また、空き家や空き店舗などの利活用等においては、補助制度を創設して起業者に提供する等の支援策を実施すること。

イ.介護・福祉・コミュニティービジネス・ソーシャルビジネス等への支援策を講じること。

#### ④安定した公共事業の予算確保

防災減災に伴う公共事業は必要不可欠であり、一定期間の公共事業量を確保するよう国・県に要望すること。また、安定的な予算執行を行うことによって、土木事業者の雇用安定に繋げる施策を講ずること。

#### ⑤異業種交流や産業集積の構築

異業種交流による新商品の開発や販路開拓の支援等を行うこと。また、産業集積(産業クラスター)によって大企業と競争できる中小企業を育てる環境整備を講ずること。

#### ⑥観光による雇用の拡大

ア.観光資源をブラッシュアップして観光産業を育成する環境整備を行うとともに、徹底したシティープロモーションで尼崎市のイメージアップを図ること。

イ.各種イベントを誘致して街のにぎわいを創出することにより、雇用の拡大につなげること。また、ホテルや国際会議場などの誘致等も積極的にを行うこと。

#### ⑦市政に協力する企業への支援

街づくりを支援する企業、社会貢献している企業を尼崎市のホームページ等で市民へ広報すること。

#### ⑧中小企業の技術力・開発力への支援

近畿高エネルギー加工技術研究所や尼崎リサーチインキューベーションセンター等の活用により、中小企業の技術力向上や開発力向上の支援を行うこと。

## ⑨女性への就労支援

ア.子育て等によって離職した女性の再就職を支援するためのマザーズハローワークとの連携を進めること。また、女性人材のデータベース化を図り、企業へ情報提供するなど再就職を支援すること。

イ.県が実施している育児や介護等で離職した人の再就職向けの教育訓練や女性就業相談室、女性起業家支援事業を積極的に広報するなど就職に繋がるよう支援すること。併せて、技能労働者、技術者、研究者等の育成を支援すること。

ウ.市職員をはじめ様々な分野においても指導的地位に占める女性の割合目標を設定し、女性の活躍できる環境づくりへの取り組みを促進すること。